

第六十九号議案

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例（昭和二十八年東京都条例第百十九号）の一部を次のように改正する。
別表東京都品川児童相談所の項を次のように改める。

東京都大田児童相談所	東京都大田区大森西二丁目三番 二十二号	大田区
------------	------------------------	-----

この条例は、令和八年八月一日から施行する。

（提案理由）

東京都大田児童相談所の設置に伴い、規定を整備する必要がある。